

## 函館市行財政懇話会設置要綱

### (目的および設置)

第1条 新たな行財政改革を進めるうえでの基本的な考え方について検討・協議し、市長へ提言することを目的に函館市行財政懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、行財政全般の課題および改善方策等について調査・審議し、市長へ提言を行う。

### (委員)

第3条 懇話会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経営分析等に精通する者
- (3) 企業経営に参画する者

### (任期)

第4条 委員の任期は第1条に規定する目的の達成までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (組織)

第5条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第6条 懇話会は、座長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項については、座長が懇話会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月27日から施行する。
- 2 第3次函館市行財政委員会設置要綱は廃止する。